

第8節 工事等の届出

宅地造成等規制法

(工事等の届出)

- 第15条 宅地造成工事規制区域の指定の際、当該宅地造成工事規制区域内において行われている宅地造成に関する工事の造成主は、その指定があった日から21日以内に、国土交通省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 宅地造成工事規制区域内の宅地において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者(第8条第1項本文若しくは第12条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした者を除く。)は、その工事に着手する日の14日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 宅地造成工事規制区域内において、宅地以外の土地を宅地に転用した者(第8条第1項本文若しくは第12条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした者を除く。)は、その転用した日から14日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

宅地造成等規制施行規則

(工事等の届出の方法)

- 第29条 法第15条の規定による届出は、別記様式第5から第7までに掲げる届出書を提出してしなければならない。

法第15条は、宅地造成工事規制区域における宅地造成に関する工事等のうち、法第8条による許可を要しない工事等の届出に関する規定です。

なお、期間の計算は、本法に明示していないため、民法140条の規定によりますが、期間の末日が休日に当たるときは、民法第142条によりその翌日が期間満了日となります。

民法

(期間の起算)

- 第140条 日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

(期間の満了)

- 第141条 前条の場合には、期間は、その末日の終了をもって満了する。
- 第142条 期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日その他の休日に当たるときは、その日に取引をしない慣習がある場合に限り、期間は、その翌日に満了する。

宅地造成等規制法の施行にあたっての留意事項について

第4 工事の届出

- 法第15条第1項の規定による届出があった場合において、届出の内容が事実と相違すると認めるときは、届出者に対し、その旨を文書により連絡することが望ましいこと。

1 宅地造成工事規制区域の指定の際に行われている宅地造成に関する工事の届出

法第15条第1項は、宅地造成工事規制区域の指定の際、当該区域内において行われている宅地造成に関する工事の造成主は、その区域指定のあった日から21日以内に、規則第29条に規定する届出書（別記様式第5）を提出しなければならないという規定です。

これは、区域指定の際現に行われている宅地造成工事について知事の許可を得ることとするのは、法律不遡及の原則に反する反面、その工事に伴う災害の恐れは新たに宅地造成に関する工事を行うものと何ら異なることがないことから、これを届出させることによって、その工事の内容を把握し、本法に基づく指導、監督等を行い得るものとするためです。

なお、期間の計算は、指定のあった日の翌日から起算して21日以内とします。

2 許可を要しない場合の擁壁等の工事の届出

・ 宅地造成等規制法施行令

（届出を要する工事）

第18条 法第15条第2項の政令で定める工事は、高さが2メートルを超える擁壁、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。

法第15条第2項は、高さが2メートルを超える擁壁の設置等の工事は、法第8条の許可を要する工事に当たりますが、それらを除去する工事は同条の許可を必要としないという規定です。

しかし、その工事に伴う災害の恐れは、新たに宅地造成に関する工事を行うものと何ら異なることがないことから、これを届出させることによって、その工事の内容を把握し、本法に基づく指導、監督等を行い得るものとするためです。

なお、期間の計算は、工事に着手する日の前日から起算して14日前までとします。

3 宅地以外の土地を宅地に転用した場合の届出

法第15条第3項は、従来は農地、保安林等であったことによって農地法、森林法等による一定の監督をされていた土地が、宅地になったことによってそれらの監督から解放され、そのため監督が不十分になって災害を起こす恐れがあることから、本法の対象となる宅地であることを転用した者に認識させるとともに、知事（福島市長）も法に基づく指導、監督等を行い得る対象であることを認識するための規定です。

なお、期間の計算は、転用した日の翌日から起算して14日以内とします。